

和語

人皇
親王部

二

9

4062

2

門 9
號 4062
卷 2

倭論語卷第二目錄

人皇并親王部

神武天皇

廣五十使芥茂命

日本武尊

應神天皇

雄略天皇

厩戶皇子

聖武天皇

桓武天皇

孝靈天皇

神功皇后

仲哀天皇

仁德天皇

安閑天皇

天智天皇

舍人親王

高岳親王

嵯峨天皇

左大臣源融

清和天皇

貞純親王

宇多天皇

敦實親王

村上天皇

清仁親王

圓融院

白河院

輔仁親王

後白河院

高倉院

以仁親王

後鳥羽院

後嵯峨院

伏見院

後伏見院

久明親王

花園院

尊圓法親王

崇光院

後光嚴院

後圓融院

後醍醐天皇

護良親王

榮仁親王

後小松院

稱光院

後花園院

龜山院

後宇多院

垣明親王

全仁親王

宗尊親王

惟康親王

知仁親王

邦良親王

邦有親王

後柏原院

尊傳法親王

後奈良院

尊鎮法親王

正親町院

陽光院

廣胤法親王

後陽成院

倭論語卷第二

人皇 并親王部

神武天皇勅曰。夫人や、
 あれとたれ。この世に
 れいも、おろねも、人
 皇の御方にて、うら
 とひなり。おふ海りて
 人々のと。この世に
 あり。おろねとたれ。

人皇第一神代庚午正月朔日降誕甲申年

為皇太子辛酉正月朔於畝傍橿原宮即位
 五十二周惠王十七年也戊午年九月始祭諸
 神置祭主治世七十六年御諱狹野御母
 玉依姬海童之皇姬也七十六年丙子三月朔
 崩一百二十有七歲此後三年己卯空位
 孝靈天皇勅曰夫人と生もてううー海にた
 ーとてさうーもことわりやおきてとらと
 ぶさあくと法なるにぞー先なるとおつちる
 と。げ十申とよく知るものこすかつらとられ神
 なり。げ十申とりさもへふれく神徳のそとま

事ものとしりるうがー

人王第六代孝安天皇太子也天皇元年正月二
 日即位孝安七十六年正月皇太子廿六孝安五十
 一年降誕治也七十六年人王才七世諱大日本根
 子成太瓊御母皇太后帥押姫七十六年二月朔
 日崩一百二十八歲天皇五年淡海國湖湛始
 成ふ十挾并成命賢曰かよりあもつるとのハた
 ーとあわさ内ふなりあるをさうーとすかま
 けくもはつらんをさうえやもー内ふもる混ハ
 のうにあらうー

孝靈天皇第二皇子母和國香媛亦曰吉備津

彦命備中國吉備津宮是也

神功皇后勅曰夫家國の益人よわをもうんと
その神酒をさしなぐべしと云ふに云すくやう
と云ふに云ふ物と云ふわくさわなりと云ふれ
軍神の宮と云ふてい日乃か此あつらね久
くこへん此あ外なりあもる攻来と云ふ
其の旗乃あふわくさなりと云ふと云ふ人
が道をいふにけりともあへすともあ
くひあへるをともあへる一とあられむべ

——此あの人をみかへるもやうなりひをま
してあのかなりともふと云ふと云ふなり
ああもあへるなりと云ふなりと云ふなり
はあもあへるなりと云ふなりと云ふなり
今と云ふなりなり

人王十五代父息長宿祢王之女也母葛城高額媛
皇后元年攝政元三成務四十年誕生仲哀二
年為皇后廿四治世六十九年諱息長足姬十一
年住吉神出現六十九年四月十五日崩百歳
日本武尊賢曰と云ふ人乃あふ天乃なせり人君

夫とて。トをトヤ。一。宗廟とうやまむ。みこ
 事を^{こと}あら^{あら}じ。一。吾^{われ}此^こ國^{くに}乃^{なり}外^{ほか}れ。ふ^ふくも^も軍^{えん}謀^ぼ
 乃^な大^{だい}將^{しょう}軍^{ぐん}神^{しん}と^とぬ^ぬべ^べ。一。と^とく^くみ^みを^をう^うや^やむ^む
 民^{たみ}乃^なる^るや^や。我^{われ}め^めく^くみ^みく^く。我^{われ}し^し旗^{はた}乃^{なり}う^う。よ^よわ^わく^くぞ^ぞ
 乃^{なり}う^う。く^くを^をく^く。ん

人王第十六世仲哀天皇太子也天皇元年二月十
五日即位仲哀九年降誕神功三年立太子四歲同
五年文字始^テ来^ル本朝治世四十一年諱^ハ譽田十四
年二月百濟國貢衣縫女^ヲ漢人始^テ来^ル又茂水
猷^ス氷室^ヲ盪觴也四十一年二月十五日崩一百十一

歲此後二年未申空位太子免道雅郎子与大
鶴鶴兄弟不登相讓免道雅郎遂自死應神
御女神功皇后也

仁徳天皇勅曰。史吾曰乃中々三子世東乃中に
す。是れあり室山國なり。而てよハ我とこて
大日遍照國やあるなり。我よ我といふ家う
てをなまきい。そのをもて我乃けりさてあ
は君子國の志なり。なりくるをわあ
来いふ乃けりさあ人時を天下より治り風
ぬし時代ありさず。我の性神代より人今乃

うてれをもちうその國はくあらん時を
 天トみされ時をあらくさういふらう
 よりぬむみく朝廷をうへ友人位とさうや
 一さううはわく上下の品を失ひあして
 ちのなすみく礼く後宗廟いふとあ
 うくあうむうくれとあうのあれつ
 きたん

應神弟四皇子人王十七世也天皇元年正月
 即位應神二十一年誕生同元年正月立太子
 御母皇后仲姫命治世八十七年諱大鷦鷯八

十七年正月十六日崩一百十歳六十二年氷室
 雄略天皇勅曰。皇く賢くそのいふくをのみ
 くと文と用むくその中んと養ふおろくはれ
 ぬそのいふくなるくはれ用ておのいふを
 うくくその中んと養ふその養ふおのいふ
 川なり我はゆにあふの事とつむひくふす
 その氏乃くくくをなひあすくやとくとい
 まくくくひまのあんとあふくあふく
 ちくあふくくはなんとあふくあふく
 人ねんあやうくくくくくくくくくくは

ふふづねふ海乃人かきふばわきふなり。
はねは笑ふ心はわきふ。あけられ。方氏の
なやみのなり。ふふふをふり。

人王第廿世允恭天皇中五皇子也此時停勢太神
宮奉迎豐受依託宣天皇丙申十二月即位
爵為元年仁德七十五年誕生治世廿三年諱
大泊瀬幼武廿三年八月朔崩元十三母皇太后
忌坂大中姫二岐王子女也

安閑天皇勅曰。ふふふ。ふふふ。ふふふ。ふふふ。
のふふふ。ふふふ。ふふふ。ふふふ。ふふふ。ふふふ。

ふふふ。ふふふ。ふふふ。ふふふ。ふふふ。ふふふ。
ふふふ。ふふふ。ふふふ。ふふふ。ふふふ。ふふふ。

人王廿七代繼體天皇第一皇子也雄略十年正
月朔降誕天皇元年即位六十九繼體廿三年
立太子同十二月幸三嶋社治世二年諱勾大兄
御母妃日國子媛二年二月十二崩七十歲金峯
山權現是也

厩戸皇子賢曰。夫吾國乃解除也。ふふふ。
雖とふふふ。方病と治。若ふふふ。若ふふふ。
ふふふ。ふふふ。ふふふ。ふふふ。ふふふ。ふふふ。

女。是也。やを授く。他人の親とあひするがめ。
 わる。あんと。是と。う。と。ぞん。地。か。ん。と。是。と。こ。乃。
 まん。親。と。親。と。て。後。あ。を。お。も。い。あ。を。お。ひ。
 て。後。外。れ。親。と。親。と。ま。ん。あ。を。れ。あ。り。あ。な。ま。た。
 け。な。ま。も。く。す。ま。め。づ。く。に。あ。く。ふ。ふ。か。
 可。あ。く。せ。の。人。の。あ。く。ま。り。よ。あ。あ。の。う。や。乃。
 お。う。く。と。ち。う。く。う。く。く。人。乃。お。り。い。と。あ。ひ。
 へ。う。く。わ。と。ち。う。く。あ。く。く。く。く。

人王平代天武天皇中。四皇子也。神道再興。
 之大祖也。号。崇道。天官。一品。知太政官。夏。

母新田部皇女也

桓武天皇勅曰。天乃法。と。我。ま。よ。か。く。く。中。乃。
 后。下。や。一。震。旦。れ。儒。乃。を。吾。國。ふ。お。く。く。中。二。
 の。后。と。一。と。神。明。乃。左。右。と。く。く。と。神。乃。
 洞。多。と。す。く。の。な。あ。い。お。八。日。神。の。あ。く。
 て。震。旦。と。月。神。乃。あ。く。す。天。皇。と。星。乃。國。と。次。
 良。由。あ。く。く。

人王四十元代。光仁天皇第一太子也。天平九年九。
 月朔。降。生。天平宝字八年。從五位下。大学以。
 侍從。宝龜元年十一月。四品。為親王。同二年。三中。

務卿同十年四立太子天應元年四月三受禪
同廿五日即位十一月大嘗會治世元四年諱山
部号_ス柏原帝母大皇太后宮高野氏贈正位
乙繼女延暦廿四三十七崩七十歳

岳親王賢曰異胡乃法と云く吾神必れ授と
くちくもの_ハ家_ハ乃_ハ宝_ハなりわ_ハ外_ハ必_ハ法_ハを_ハ
て吾神必の授とおるそふんそのハ國賊也
人王五十一代平城天皇弟皇子也貞觀四年
入唐立太子廢之法名真如母倭也繼子

嵯峨天皇勅曰朕より後_ハ人_ハに_ハ志_ハす_ハなり

あまの邪_ハき乃_ハものと罷_ハちん_ハも_ハ方_ハ氏_ハも_ハう_ハー_ハと
中_ハと_ハう_ハひ_ハく_ハう_ハー_ハと_ハ成_ハす_ハえ_ハ人_ハの_ハあ_ハえ
夫_ハじん_ハも_ハう_ハく_ハ人_ハれ_ハあ_ハえ_ハう_ハま_ハい_ハと_ハあ_ハも_ハは
あ_ハま_ハわ_ハも_ハう_ハを_ハお_ハり_ハう_ハー_ハと_ハう_ハわ_ハお_ハる_ハなり
あ_ハま_ハあ_ハえ_ハ人_ハと_ハう_ハ涼_ハか_ハあ_ハま_ハ地_ハ乃_ハ難_ハむ_ハ成_ハ志
う_ハく_ハひ_ハう_ハー_ハと_ハう_ハ成_ハ海_ハに_ハま_ハも_ハの_ハなり_ハあ_ハら
う_ハふ_ハや_ハー_ハと_ハう_ハの_ハあ_ハえ_ハ人_ハの_ハなり_ハと_ハう_ハなり_ハ也
あ_ハま_ハあ_ハえ_ハ人_ハの_ハあ_ハえ_ハう_ハわ_ハゆ_ハが_ハう_ハー_ハ

延暦五年九月七日降生大同元年五月十九
為皇太子_ハ仁明天皇_ハ受禪_ハ廿四同四月十

貞純親王賢曰。天乃とくふと。そのまゝとて人に
あつた。天道ハ此方よりなり。人毎々天より
もくす。いふなり。人事とつて。天より
後に。天乃とくふと。人事とつて。天より
天道乃理あり。はとくふと。天より
なり。天乃罪人なり。

人王二十六代清和天皇中六皇子也四品
桃園親王子孫多源氏有之

宇多天皇勅曰。吾國乃人なり。天にほむべき
三川。亦神明の授。中二は人のと。中三は世

のむ。その割なり。もくす。みづり。みづり。みづり。
世のあす。うはと。うはと。うはと。うはと。うはと。
乃と。乃と。乃と。乃と。乃と。乃と。乃と。乃と。
天と。天と。天と。天と。天と。天と。天と。天と。
か。か。か。か。か。か。か。か。

人王五十八世光孝天皇第三皇子也貞觀九年
五月五降生元慶八年四月十三為源氏十八
和三年八月廿五元服同為親王同廿六日受禪
廿同年十二即位同四年十一月廿二大嘗會
治世十年諱定省美平元七月十九日於仁

いふ言なり。もともとのいふ言らず地毎にハ
いふ言なり。唯すすかななり。いふ
中よりいふ言なり。いふ言なり。

人王六十二代村上天皇第四皇子也天德三年
二月二降生同十月廿五親王同四年九月一立
太子九諱守平安和二年八月十三受禪十一
同九月廿三即位永觀二年八月廿七讓位寛和
元八月廿九出家廿七法諱金剛法正曆二年二

月十二於圓融寺崩卅三

白河院勅曰。吏善人といふ言なり。いふ言なり。

地ふおる。いふ言なり。いふ言なり。いふ言なり。
いふ言なり。いふ言なり。いふ言なり。いふ言なり。
いふ言なり。いふ言なり。いふ言なり。いふ言なり。
いふ言なり。いふ言なり。いふ言なり。いふ言なり。

人王七十一代後三条院第一皇子也治暦元年
十二月九元服延久元年四月廿八立太子十七同四
年十二月八受禪廿同廿九日即位應徳三年
十一月廿六讓位同十二月十二尊号治世十三年
諱貞仁永長元出家大治四年七月七於都
芳門院崩七十七

廿六日即位同十一月廿三大嘗會保元三年八月十一讓位嘉應元六月十七出家同尊号法諱行真治世三年諱雅仁建久三年三月十三崩六十六

高倉院勅曰人主あるものハ一病をよるづとある
愈うずかあらず一病をよるず人ハ世のるる
妙なるあふも人ハかあらずも若かり人主とて
その若あらん事をむらぶ愈うずかあらずのるる
仁徳乃名ある

人王七十七代後白河院孝三皇子也永萬二

年九月三降誕仁安元十月十立太子六同三年二月十九受禪八同三月廿三即位同十一月廿二大嘗會嘉應三正月三元服十一治承四年二月廿一禪位廿同廿七尊号三十九年安藝嚴嶋同五年正月十四崩廿一

以仁親王賢曰世乃あの人ハ心ある世は月らとあ
くても海くもあくも人乃い時人の心く
能みせせよもててもあきくあもわくを
川らいぬりくもの人ハ善悪を能くするもの
なり世は月ね人主あるものなりとむづひて

地よりいづる中にいそぎはね人よりあつら
 にあふるものいあねとんやもてつあふと不
 礼をあらものなり世に用ゆるものいふる何こ
 なるものなる事とちるが極人よりたふすあし
 後白河院第二皇子也治承四年源三位入道
 頼政依申進御叛反於宇治中流矢五月廿二
 日薨高倉宮是也
 後鳥羽院勅曰人々若無るを云や行はよくま
 いれらるものなりあねとんぞ其の心にく
 らむや極人よりたふすあしあふと

へととねる。うらたふもふ人より物と
 ろて。あふとふらひくものもが世とする。鬼神
 ろをたふとと笑なり

人王八十年代高倉院第三皇子也治承四年七月廿
 五降生壽永二年八月廿踐祚依旧主安徳赴
 西海被下法皇詔命先為皇太子神鏡劔
 重猶不飯座元曆元年七月廿八即位同十一
 月八大嘗會文治元四月廿五内侍所以下入
 洛文治六年正月三元服十一建久九年正十
 讓位十九同廿尊号兼久三年七月八依天

の控も^{おさへ}ゆのとも人も^{ひと}聖賢^{せいけん}乃いすせんを用ね
 悔くよいのとるくあさ悔くといふもむ多し。^{おち}
 悔く^{こころ}せいの功をもひるしく功あるこそたまは
 り。もんわい^{きん}を善惡と分へぬこそあさまし。

人王八十八代後深草院第二皇子也於關東為
武將征夷大將軍一品式部卿宮母從二位房
子公親公女也

花園院勅曰朕つねよものことと素く長とせめす
極くは天理能くわねもの事を世にふんをえと
長ふい万民とあふよめふすあに君あつもの

わづ—とてふもく—^{いふ}生送^{いふ}ん^{いふ}料^{いふ}らそとらあ
—とてふなり^{いふ}人^{いふ}の読^{いふ}ある^{いふ}が^{いふ}人のい^{いふ}—^{いふ}免
とあ^{いふ}ん^{いふ}す^{いふ}の^{いふ}機^{いふ}はあ^{いふ}ず^{いふ}—とてふ^{いふ}なる^{いふ}—^{いふ}後^{いふ}
^{いふ}孫^{いふ}—とてふ^{いふ}も^{いふ}く^{いふ}あ^{いふ}りて^{いふ}す^{いふ}と^{いふ}み^{いふ}との^{いふ}屋^{いふ}あ^{いふ}き^{いふ}
ら^{いふ}あ^{いふ}—とてふ^{いふ}あ^{いふ}つ^{いふ}ら^{いふ}や^{いふ}え^{いふ}—^{いふ}る^{いふ}—

人王九十一代伏見院第二皇子也永仁五年五月廿五日降誕德治三年八月廿五日踐祚同十元六即位文保二年二月廿六禪位元二三月十日尊号治世十年諱富仁母顯親門院原子左大臣實雄公女貞和四年十一月十一崩五十三

孝法親王賢曰人とはまゝ一乃能のあまも
 けり書類よりとまゝなり書れもそのものまゝあ
 るわとあり事なかり紙切能多し人々も能
 ずとあり天をとすてけりなりあふんまゝ
 ものなりとありなりなりや

伏見院才六宮也能書青蓮院中與此宮長入
 木之道天台座主一品親王兼天王寺別當俗
 名守彦母播摩局俊衡郷女也

崇光院勅曰ん虚ありとけりい言ありみて徧福
 ものなり前よりありをよとありと神明の授とよ

くまると云ふ新ありとありとありと世界まゝあり
 とありとあり

人王九十六代光嚴院才一宮也建武元年四月廿
 二降誕貞和四年十月廿七踐祚十五同日元服同
 五年十二月廿六即位應永五年正月十三崩六
 十五歳諱興仁母徽安門院公秀公女也

後光嚴院勅曰毎日三時より吾等乃心を虚みて
 道よすむ年久し自然と吾神明に授け聖賢
 れいありめふありありその云葉と改めと
 かりそれなりとありとありとありとありと

人のいひハ能くぬ人の謂たるべし

人王九十六代光嚴院第一皇子也諱弥仁治

世七十年曆應元三降誕觀應三年八月十七踐祚

十五應安四年三月廿三讓位成四壬三月六尊号

柳原仙居御閉眼之折御落飾法諱光融

後圓融院勅回民乃たろむをふ家の大平や

大まより上の家居とがざり方よりさよりとけ

したれむいふ家乃ろろみ天れをむる

婿なり大まよりろろて朕より及ぶそともの事

代ころむいふありき

後光嚴院第一皇子也諱緒仁治世十一年延文

三十二降誕應安四年三月五着袴同廿親王

同廿三元眼同受禪同七年十二月廿八即位十七

永徳二年四月十二禪位同廿五尊号明德四

年四月廿六崩

後醍醐天皇勅回御年四乃此時内裏より

て後身乃なりと三度ろろれ小男いけともなく

ありて乃乃宮にむろろろろろろろろろろろろ

是とみろろろろろろろろろろろろろろろろろ

人よりろろろろろろろろろろろろろろろろろ

おもふくは小男あきむしておもむくあきなり
 かなやとぞおもふく得しものひく鴻鴈の風を
 いづい野平を西を越えとあきばあんならふとふ
 らんと作らむしうは此小男こころくわんくそら
 糸とわりく失なり人そとこもいつてく
 子も百歳おれども歳年れきにうれ頻
 卵乃らうらうて鳴あふもろく乃きに後なり
 好堅樹は十年よりとあきまふよ其の根八十里と
 さすしつとさるやふいおもふく御成人乃後善
 魚よけりきこみどなり

人王九十代後宇多院第二皇子也諱尊治治世
 三年正應元年十一月二降誕德治三年九月十
 九立太子也文保二年二月廿六踐祚也同三廿
 九即位元弘元年八月廿四密出帝都九月廿九於
 光明山叅會武士奉遷宇治平等院同十月二
 入御六波羅同二年三月七奉移隱岐國高時入
 道沙汰之元弘三年也正慶二年閏二月廿四密
 出御隱岐事伯弼大山寺同五月出此赴帝都
 六五還幸二条富小路殿正慶二復皇位其
 後尊氏義貞等度々合戰帝棄金峯山

号南朝帝曆應元八十六於吉野宮崩五十五
護良親王賢曰夫若法乃為事へ概の如中に
つらとる事あり。事あるはやう事。然るに玉
事ある房も我の門よりいひくもあり人となす
やとおふの事なり

後醍醐天皇第六宮也本朝武家健将也尊
雲法親王天台座主兵部卿、式還俗号征夷
大將軍、兵術古今無類宮也於鎌倉為直
義被害大塔宮是也
崇仁親王賢曰今乃世の人をがと見て人として

む所ふ其のもう、いり始終とげむ。玉人を見乃
徳を用て人を救う所子年とくつて

人王九十八世崇光院第一宮也号大通院又号
有栖川殿應永廿三年十一月廿薨六十六伏見

殿先祖也

後小松院勅曰夫天下乃ありとや、くは民と
とふふの、人、民、やともう、と、神明の城
と、味方と、奇航と、歌と、する、時、あり、う、の
民、あり、ふ、は、慈、あり、乃、徳、信、あり、や、く、は、民、と
も、も、ん、を、し、て、賢、人、を、用、ひ、た、る、と、く、う、り、し、る、と

和音

一

禰光院勅曰天下と治るふ吾等々々
 治る政

日の下乃霜のつくまゝに失やまゝに万民
 のあまふらむるまゝにまゝにまゝに

八歲

後花園院勅曰。民を幸むして公武ハ末なりと。
世亦失く。来乃ううつふやうねもいやはな
さこの物乃す来れさうあわうにけれると後公
卿も武といふて帝君主乃かわるべしと
おそふみよく後のけしきあらん

人王百二代後小去院第二皇子也治世三十六年

諱、成仁母、庭田經有公女、實後宗光院太子也。
應永廿六六月十八降誕。正長元年七月廿八踐
祚。永享元年十二月廿七即位。寬正五年七月
十九日禪位。文明二年十二月廿七崩。五十二
龜山院勅曰、吾女乃神后、おとろへし、より神家
ととく、人へ世の男、此の貴とく、くや、くともく、
乃、乃、無男、く、ね、強、く、と、神、お、さ、る、く、れ、世、の、海
つ、り、中、貴、族、乃、が、智、神、明、を、恐、ま、く、佛、后、と
次、と、す、る、あ、り、ふ、ん、わ、ん、の、い、う、も、あ、り、ん、と
失、ふ、り、な、り、の、事、神、明、乃、公、あ、ん、ま、と、お、と、り、く

神明乃、乃、を、け、く、せ、人、あ、ん、ま、と、お、と、り、く、人、乃、乃、と
行、く、あ、り、

人王八十七代後嵯峨院第二皇子也、諱、恒仁、準
五年、建長元年五月廿七降生。正嘉二年八月七
日立太子。正元々、十一廿六受禪。上同十二月廿八即位。
文永十一正廿六讓位。二月二尊号。正應二年九月
七御出家。法諱、金剛源嘉元三年九月十五日
崩。五十七

後宇多院勅曰、丈世乃人、れ人、ある、も、み、く、な、く、こ、事、や。
人、乃、愚、説、と、い、く、神、乃、つ、く、く、善、く、と、い、病、を、け、く、

えす朕は秘人乃ありとてはくそん誠心や
め候して其の人れと何の合とあ合とをみく極
後にはよきあつとてく世の中れ人のありと
と人よりくくおしをわてくくくくく
けと

人王八十九代龜山院第一皇子也諱世仁治十三
年文永四年十二降誕同十一年三十六即位建
治三正三九服十一同十一月十九大嘗會弘安十年
十廿一禪位十一德治二年七月十六御出家法諱金
剛性四十二元亨四年六十五崩於大覺寺五十八

垣明親王賢曰。乃をわてのふとの心をあつと
はつじとの心をあつとてわてはひとの心を
とあつとて此のふとの心をあつとてわてはひ
なりとてわてはひなり

龜山院第七皇子也二品式部卿宮母昭訓門
院實兼公女

全仁親王賢曰。乃をわてのふとの心をあつと
はつじとの心をあつとてわてはひとの心を
とあつとて此のふとの心をあつとてわてはひ
なりとてわてはひなり

和譜書

續

よりよく天下を治る人なり

後嵯峨院弟三皇子也赴鎌倉征夷大將軍

一品中務卿母准右平揀基女也

母，掎改兼經，公女也。

後土御門院勅曰朕がふよりまへよりあつるを

りつぎに朕がんよあつてとて善人といふすゝあ
強き天下と治めんをのみおそれ我々と私のあつ
まひあつてつ

人王百三世後花園院第一皇子也諱成仁治世
元六年嘉吉二年五月廿五日降生寛正五年七
月十九受禪 元同六年十二月廿七即位明應
九年九月廿八於黒戸崩此御時禁廟甚依
不如意御送葬延引爰六角高頼朝臣依奉
其料調進十月廿五日太子踐祚十一月朔御送
葬悲哉自神武至今如是御不如意事無

之也法諱正等觀御年五十九

知仁親王賢曰仁義よりふまの人をよくとさうえ利
欲肉ふあつてものへ一旦さうゆるともかあつて亡ぶ
るは是天乃常あり人れ食の如く食うりに
あつてものへいさなり食うらふなるとものへ死あつ
てらや一時も世の塵うけくはまへうべ
る山院中二皇子也無兄弟一母ありけり
邦良親王賢曰よりまゝ人れ切なうへを乃て他人
の切となすをわづらふとすなづくの人を
えまゝあつてその切なうへをまゝ

人王九十三代後二条院第一皇子也立太子母宗親卿女御義明無限早世也子孫相續本寺或

皆川

邦有親王賢曰丈夫天下之國家用
其心之利也。世に人用ふこと利ゆ
るなり。人民皆よくつるなり。用ふ利と云ふ
なり。人なり

後二條院第二皇子也号花町殿三品兵部卿

宮子孫相續

後柏原院勅曰凡吾國よいてと云ふなり。其訓

り。忠臣賢人とあけり。勅碑刻銘極くの忠
孝なり。ものもあふむ。世にあらはなり。つる
古と忠臣孝子も多けり。世にあらはなり。下
る。と云ふ。ゆ。と云ふ。に記ある
けり。あつる。や。と云ふ。あ
る。繪。と云ふ。内より外に
てあつる。と云ふ。ふ。と云ふ。人
人王百四代後出御門院第一皇子也諱勝仁治世
廿六年寛正五年十月廿日降誕文明十二年十
三為親王同元於前左大臣小河亭元服明應

極民乃家也なり

人乃君ありんもの方民の恨と受けと家と事一
とあ。人乃臣と一。科を君はうをさるを事一
と人の子やして父母乃の背うと吾乃紙
すむと事一とす。成すいけりも。わすれと事
とす。夫婦と和合と事一とす。と乃儒は。人
君臣父子兄弟乃又偏に。君を親と。どの。君に
行ふ。なす。い。父。母。能く。傷。う。人。を。わ。さ。ま。さ。ご
ぬ。あ。な。る。人。

おろくにまづ。一。さ。を。わ。さ。れ。と。す。い。人。は。あ。を。

い。ま。一。先。と。一。君。の。非。を。あ。ぐ。一。神。佛。の。乃。

う。と。一。ね。も。の。い。と。乃。世。の。君。子。な。る。人。

古。と。一。づ。も。乃。君。と。事。と。あ。む。い。もの。乃。一。使。の。

家。もの。乃。君。も。臣。も。い。もの。を。む。一。その。非。に。

昨。と。作。く。さ。い。事。な。る。人。な。る。は。な。る。と。世。と。い。

その。酒。を。不。用。す。と。う。あ。い。あ。い。と。わ。せ。と。い。さ。す。

なり

最。大。人。貪。然。と。天。命。なり。その。人。乃。科。の。あ。い。に。

終。よ。の。世。人。と。う。一。さ。を。い。や。一。あ。い。あ。い。と。う。

や。あ。い。と。い。の。う。い。は。あ。い。と。い。と。あ。い。と。あ。い。と。う。

どのあ
 酒とさうく世賊とさうわい今乃世の賢人なり
 世代おのめそのなりふまやうとあまうひく身
 乃うさういあそ世を扶くるもそさう酒を
 おさふそのあわあ
 もろく乃酒能乃身と助くるさうとみく心酒のふ
 うさうとあわい酒とけとえんや酒のすうよ
 つくくしうと酒なりわ

後柏原第三宮本名尊猷母唯三后藤子儀同
 三司教秀卿女天台座主青蓮院二品親王

正親町院勅回。じー乃人あ世の人れ乃書と
 わくくどの世の人ハガ乃乃書とくく書と
 わいすく延ひくつて羽ゆるさうハ各あありゆ
 よ書乃ハ目くよゆさうあさハ書とく人あり
 儒尺道乃要あ唯己ん乃わんを失く失なりさ
 酒乃その心とく書とみく
 礼ハあつらるよりとくと種あ惟礼
 こ乃さうさう乃さうくわやさうあり
 人乃心廣々れつる地多く公せんけいさつ地な
 一廣乃公もえ乃ん也校さく人乃公あさあ也

和合

後柏原院第五皇子也天台座主梶井宮女從

二位源子密法中真之宮也於葛川奉拜生身

明王

後陽成院勅曰ニヤリハ朔世ハスツセニ乃却ハスリ乃又ハスとみくど
の事ト云ハルヲリナリ年々トクニ月々トクニと勅スヘミルヨリ

一、こゝの天^あととあるは、ち^ちあ^あとと、印^{いん}商^{しょう}の
 東方^{とうほう}は、南^{なん}とと、白^{はく}氣^きあ^あとと、帝^{てい}釈^{しやく}武^ぶ乃^の、味^み下^かに、英^{えい}
 氣^きあ^あとと、あ^あとと、世^よとと、く^くみ^みづ^づる^る父^ふは、賢^{けん}とと
 らん^{らん}もの^{もの}効^くへ^へ知^ちる^るとと

変天^{あらた}なるものふ^ふ佛^{ぶつ}もそのとく^{とく}く^く類^{るい}人^{にん}佛^{ぶつ}せざる
 ものなどい^いの^の道^{みち}と^とわ^わる^るふ^ふと^と云^いふ^ふ誰^{たれ}に^に知^しる^るや^やまれ
 と^とわ^わる^るい^いま^まあ^ある^るもの^{もの}の^のあ^あ

天下に無氣わゝらる海。その處とあるところにて
酒をつひはわわいのうと求ふものありあらず。その酒
と云へ中一ぶ家乃うととてとて獄中乃ものを抱

四十七司九月廿葬于泉涌寺

六十三言聖勅終 次第不同口傳也

倭論語卷第二終

